



さすけねえ輪健康教室〈血圧を考えよう〉のご案内

冬に多くなる脳卒中や心臓病の予防には「血圧管理」が重要です。血圧について関心がある人、心配な人は生活の中で取り入れられる方法を一緒に考えてみませんか。



- ◆対象者
40歳以上の人
- ◆内容
 - ・血圧とは？ 血圧管理とは？
 - ・尿ナトリウム比を使った測定

◆申込について
2月12日（木）までに健康増進課へご連絡ください。

〈申込・問い合わせ先〉
健康増進課 ☎45-4532

日時	場所
2月18日（水） 午前10時～11時30分	公民館大ホール
2月19日（木） 午前10時～11時30分	保健センター
2月26日（木） 午前10時～11時30分	奥川みらい交流館第3研修室

お知らせ INFORMATION

健（検）診の意向 調査を実施します

町では、健診を円滑に受診してもらうため、「健（検）診意向調査」による健診の申し込みを受け付けています。対象となる健診を確認の上、期限までに調査票の提出をお願いします。

◆調査方法
各自治区の健康づくり協力員から各世帯に調査票を配布します。

◆調査票の提出
2月23日（月）までに自治区の健康づくり協力員に調査票を提出してください。
※町の健診を受診しない場合は、その旨を記入してから提出してください。
※詳細は配布する封筒に同封の「ご案内」を確認してください。

〈問い合わせ先〉
健康増進課 保健係
☎45-4532

農業委員・ 農地利用最適化 推進委員を募集

町農業委員会では、次により農業委員・農地利用最適化推進委員を募集しています。

- ◆募集人数
○農業委員…12人
- 農地利用最適化推進委員…11人
- ◆委員の任期
○農業委員…令和8年7月20日～令和11年7月19日

◆応募方法
町農業委員会事務局に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、町農業委員会へ提出してください。応募用紙は町ホームページからもダウンロードできます。

○推薦Ⅱ地区や農業関係団体、法人による推薦、または農業者3人の連署による推薦が必要です。

農業用パイプハウスの 倒壊に注意！

◎応募Ⅱ自らの意思で委員に
応募できます。
〈問い合わせ先〉
町農業委員会
☎45-4531

冬は積雪などにより農業用パイプハウスが倒壊する危険性が高まります。適切な対策を行い、被害の未然防止に努めましょう。

- 人命が優先です。積雪対策は複数人で作業しましょう。
- ハウス内を加温する場合は、火災や一酸化炭素中毒に注意しましょう。
- 必ずヘルメットをかぶり、滑りにくい長靴などを履いて作業しましょう。

◆降雪時の対策
①加温設備の設定温度を高め、内部カーテンを開放し、屋根面を暖めて雪が落ちるように促す。

②加温設備がない場合は、ハウスの気密性を高め、内部カーテンを開放し、地熱の

トレーニング ジムに新しい 器具を導入！

町では、スポーツくじ助成金を活用して、トレーニングジムへ新しい器具を導入しました。

○パフォーマンス エリプティカル ※関節の負担を軽減しながら全身運動ができます。



◆設置場所
ロータスイン2階 トレーニングジム
※会員登録は健康増進課またはロータスインに備え付けの申込書にて登録できます。下記コードからも申込み可能です。

〈問い合わせ先〉
健康増進課 保健係
☎45-4532



風しん抗体検査と 予防接種を受けましょう

2月4日は『風しんの日』です。風しんは感染力が強く、妊婦が感染すると生まれてくる赤ちゃんに影響が出ることもあり、感染対策が非常に重要です。町では、妊娠を希望する女性とそのパートナーおよび家族に対し、風しんの抗体検査・予防接種費用の助成を行っています。希望する人は下記まで問い合わせください。

【問い合わせ】子育て支援センター
☎45-4332



以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。



放射または簡易加温器具を使用し、室温を上昇させて雪が落ちるのを促す。
③雪が落ちる妨げとならないようハウス周囲を除雪する。
④屋根に雪が積もった場合は雪を下ろし、被覆資材が雪でたるまないようにする。
⑤散水により積雪を流すことは雪が水を含んで重くなり倒壊の危険が増すため、絶対に行わない。

〈問い合わせ先〉
農林振興課 農政係
☎45-4531





物価高対応子育て応援手当

物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯に対し、子どもたちの健やかな成長を応援するため国の子育て応援手当2万円に町独自で3万円を加えて支給します。



◆支給対象者

- 令和7年9月分の児童手当が支給対象となった児童の受給者（※1）
または
- 令和7年10月1日～令和8年3月31日までに出生した児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い者（※2）

◆支給額

対象児童1人につき5万円（1回限り）
※うち3万円は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用

◆支給方法

- 児童手当受給者（※1で該当）
原則として、令和7年10月支給時の児童手当受給口座または届出書により届け出した口座に振り込みます。
- 申請を行った保護者（※2で該当）
申請書で指定した口座に振り込みます。

◆申請方法

- 以下に該当する場合は申請が必要です。
- 所属庁から児童手当を受給している公務員
 - 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
 - 10月1日以降に離婚など（離婚調停中も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者
 - 物価高対応子育て応援手当を希望しない人
 - 支給口座の変更を希望する人
- ※令和7年9月分の児童手当の支給を受けている人は原則申請不要です。

◆その他

支給の対象となる人（公務員を除く）には案内書を送付します。案内が届かない場合や詳細については、町ホームページを確認するか問い合わせください。

【問い合わせ】

子育て支援センター（こゆりこども園内） ☎ 45-4332

トータルケア修学資金を貸与します

町では、保健師、理学療法士、介護福祉士などを目指して修学している人または修学しようとする人のうち、経済的な理由で援助が必要な人に対し、修学資金（無利子）を貸与しています。

◆対象職務

保健師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士

◆対象者

町内に住所のある人、または修学のために町外に転出した人

◆貸与金額

月額3万6千円以内

◆貸与期間

学校などを卒業する月まで

◆条件

- ① 監督庁の認可を受けた学校や養成施設、養成所などに在学または修学予定であること
- ② 学業優秀であること

③ 同種の修学のための資金を他の機関から借り受けていないこと

◆償還金額

月額1万800円（月賦、または半年賦の均等払い）

◆償還期間

13年4カ月以内（開始時期は学校などを卒業したとき）

◆償還金の免除

貸与期間終了後に町内に居住し、かつ町内の事業所で保健師などの業務に従事する場合、一定の要件を満たせば修学資金の償還金の一部を免除します。

〈問い合わせ先〉

健康増進課 国保係
☎ 45-4532

喜多方税務署から確定申告に関するお知らせ

◆申告に関する相談について

所得税・消費税・贈与税に関する質問や相談は「電話相談センター」を利用ください。

☎ 0570-005901

◆申告は家からe-Taxで

自身のスマートフォン・タブレット端末やパソコンなどから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、自動計算により確定申告書を作成することが出来ます。

◆税務署の確定申告書作成会場について

作成会場では、スマホとマイナンバーカードを利用し、自身で申告書を作成できます。※LINEによる事前予約をしてから来場ください。

○会場

喜多方税務署

○実施期間

2月16日（月）～3月16日（月）
午前9時～午後5時まで
※土日祝日を除く

〈問い合わせ先〉

喜多方税務署
☎ 0241-245050
（音声案内に従い、「2番」を選択してください）



POLICE メールふくしま

県警察本部では、県民の皆さんが安全で安心な生活を送るために必要な情報を、パソコンやスマートフォンにメール配信しています。

登録は無料で、左記の二次元コードを読み取るか、メールアドレスに空メールを直接送って登録ができます。

◎メールアドレス

pnf01@uh28.asp.cuenote.jp

◆さまざまな情報が届きます

なりすまし詐欺情報、犯罪発生情報、不審者情報、地域安全情報、交通安全情報、防災情報 など



▲上記コードを読み取り、案内ページの指示に従い登録してください。

〈問い合わせ先〉

喜多方警察署
☎ 0241-225111
県警察本部 生活安全企画課
☎ 024-522-2151

日本遺産

『会津の三十三観音めぐり』を知る講演会 開催のお知らせ

喜多方市や西会津町の日本遺産を題材に、日本遺産『会津の三十三観音めぐり』を知る講演会『観音信仰と祈り～心の安寧を求めて～』を開催します。
会津地域に古くから伝わる仏教文化を学びませんか？

◆日時：2月14日（土）

午前10時30分～1時間程度
※受付：10時15分～

◆会場：喜多方市役所 2階大会議室

◆対象：会津の文化や日本遺産に興味のある人 会津地域に在住の人など

◆定員：50人

◆参加料：無料

◆申込方法：下記コードまたは「極上の会津」ホームページから申込みください。

※先着順となります。



【問い合わせ】

極上の会津プロジェクト協議会事務局
（会津若松市観光課内） ☎ 0242-39-1251
町商工観光課 ☎ 45-2213

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。





2月の休日当番医

日	医療機関名	電話番号	市町村
1日(日)	わたなべクリニック	0242 (24) 0506	会津若松
	えんどうクリニック	0242 (33) 0700	
	佐原病院	0241 (22) 5321	喜多方
	高橋小児クリニック	0241 (25) 7066	
	坂下厚生総合病院	0242 (83) 3511	会津坂下
8日(日)	いとう内科消化器科クリニック	0242 (38) 3733	会津若松
	会津クリニック	0242 (38) 1150	喜多方
	有隣病院	0241 (24) 5021	
	武田医院	0241 (27) 4031	
	寿松堂渡辺医院	0242 (83) 3125	会津坂下
11日(水) 建国記念の日	徒之町クリニック	0242 (26) 6181	会津若松
	やまうち整形外科クリニック	0242 (85) 7442	
	県立医科大学会津医療センター	0242 (75) 2100	
	手代木医院	0241 (22) 0034	喜多方
15日(日)	にいでら診療所	0242 (38) 3676	会津若松
	力神堂ひぐち眼科	0242 (37) 2977	喜多方
	佐原病院	0241 (22) 5321	
	鳴瀬病院	0241 (24) 3333	
	荒井医院	0242 (83) 2224	会津坂下
22日(日)	やまみこどもクリニック	0242 (23) 4115	会津若松
	仙波耳鼻咽喉科医院	0242 (26) 4133	喜多方
	有隣病院	0241 (24) 5021	
	福田耳鼻咽喉科醫院	0241 (24) 4187	
	星医院	0242 (83) 2136	会津坂下
23日(月) 天皇誕生日	手塚医院	0242 (27) 5618	会津若松
	志波医院	0242 (22) 0289	
	県立医科大学会津医療センター	0242 (75) 2100	
	みつはし医院	0241 (21) 1311	喜多方

2月の休日歯科医

日	医療機関名	電話番号	市町村
1日(日)	菊地歯科医院	0242 (27) 8111	会津若松
8日(日)	きみ歯科・口腔外科クリニック	0242 (93) 6487	
11日(水)	栗城宏昌歯科医院	0242 (28) 4350	
15日(日)	栗城歯科医院	0242 (24) 6711	
22日(日)	さんデンタルクリニック	0242 (77) 0032	
23日(月)	桑原歯科医院	0242 (26) 4023	

【注意】休日当番医・歯科医は変更になる場合があります。ご確認の上ご利用ください。

2月診療所の土曜・整形外科診療日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

○ 土曜診療日
 ○ 整形外科診療日(予約制)
 西会津診療所 ☎ 45-4228

納税・公共料金

- ◆町県民税第4期
- ◆国民健康保険税第7期
- ◆後期高齢者医療保険料第6期
- ◆介護保険料第8期
納期限 2月2日(月)
- ◆水道料金・下水道料金
- ◆ケーブルテレビ使用料
- ◆インターネット使用料
納期限 2月10日(火)
- ◆国民健康保険税第8期
- ◆後期高齢者医療保険料第7期
納期限 3月2日(月)

心配ごと相談

- ◆日時
2月6日(金)、27日(金)
各日午前9時～正午
- ◆場所
老人憩の家
〈問い合わせ先〉
町社会福祉協議会
☎ 45-4259

喜多方消防本部からのお知らせ

林野火災注意報・警報の運用開始!

岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が開始されました。

林野火災注意報

- 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

林野火災警報

注意報の発令基準に加え
 強風注意報が発表されている場合

発令時の制限事項

- 火災予防条例第29条により「火の使用の制限」が課せられます
- 山林、原野等において火入れをしないこと。
 - 煙火(花火)を消費しないこと。
 - 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
 - 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
 - 山林、原野等の場所で、喫煙をしないこと。
 - 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

たき火は届出が必要です

たき火を行う場合は、消防署に【火災とまぎらわしい煙又は炎が発するおそれのある届出】が必要になります。
 屋外での炎・煙が上がる焼却行為は、全てたき火となります。



※警報発令時に制限に従わない場合、罰則があります



発令時には、消防車両での巡回、消防本部公式X、防災無線などで周知、広報を行います。
 ご理解、ご協力よろしくお願いします!

問合せ先 喜多方消防本部 予防課
 ☎0241-22-6213

詳しい内容は消防本部HPをご覧ください

